

利払いの税優遇縮小

多国籍企業の税逃れ防ぐ

政府は企業が支払う金利に対する法人税の優遇を。各税制の違いを利用した多国籍企業の税逃れ(3面きょうのこと)は利払い費について所得

8/10

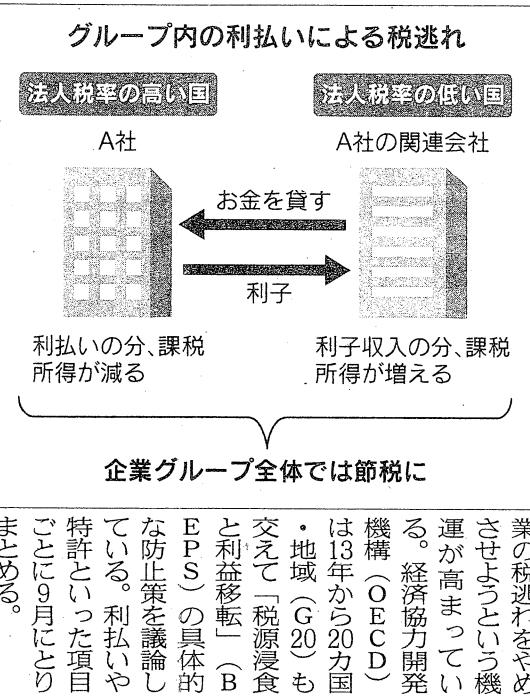
各国の税率差を利用する

△:多国籍企業による各国の税率差を利用して節税のこと。税率の高い国で計算するのが自然な所得を低税率国の関連会社に移し替えることでグループ全体として税負担を軽くする。高税率国の会社から低税率国の関連会社にわざと高額の利子を払うやり方が代表例。高税率国の会社が開発した特許を低税率国の関連会社に譲渡し、そな関連会社で特許収入を稼ぐような手法も広く使われている。

△:積極的なのは欧米企業だ。税負担を少しでも減らす工夫はタックスプランニングと呼ばれ、指南にたけた税理士も日本に比べ圧倒的に多い。米大手コーヒーチェーン、スターバックスは英国法人からスイスの関連会社に過度な料費を支払ったり、オランダの関連会社に割高な商標の使用料を支払ったりして英国に納める法人税を減らしていた。

△:各国政府が連携して多国籍企業の税逃れをやめさせようという機運が高まっている。経済協力開発機関(OECD)は13年から20カ国・地域(G20)も交えて「税源浸食と利益移転」(BEPS)の具体的な防止策を議論している。利払いや特許といった項目ごとに9月にとりまとめる。

多国籍企業の税逃れ



政府、法改正へ

の5割まで税務上の費用(損金)に認めていたが、経済協力開発機構(OECD)が検討中の勧告に沿って3割まで引き下げる。与党の議論を経て早ければ2017年の通常国会に租税特別措置法を提出する。グループ企業に過大な

改正案を採用する。社が税率の低い国の関連会社に利子を払うと、利払いの分だけ所得が自滅りし、税負担が軽くなる。税率の低い国では所得が増えるが、税入で所得が増えるが、税子は損金と認めない。一方、日本や米国は5割まで損金にできる。日本は所得の3割、オランダは25%を超す利子は損金と認めない。現在は税逃れを防ぐ国際ルールがなく、各国政府による独自の制限に委ねている。ドイツやイタリアは所得の3割、フランスは所得の5割まで損金算入を広く認める国が企業の逃げ場になると指摘もある。

そこでOECODは所得の3割までに制限する共通指針を9月に勧告することにした。各国は勧告を受け国内法を改正し、税制の足並みをそろえる。OECODは10月にペル

ーで開く20カ国・地域(G20)財務相会合でも支持を取り付ける考えだ。先進国だけでなく中国やインドなど新興国にも影響が及ぶようになる。